

# 第25回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年6月28日(金) 午後2時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

## 第25回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年6月28日(金) 14時00分
2. 閉会時間 令和元年6月28日(金) 14時44分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 16名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 出席推進委員の数 2名
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 非農地証明願について
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第6号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画(案)について
  - 第7号議案 平成30年度の活動点検・評価(案)及び平成31年度の活動計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第25回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 2筆 5, 397平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページから3ページに記載のとおりで、4件 9筆 8, 607平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は4ページ、届出者は資料記載のとおりで、農地を借り受けと取得により、農業に従事されます。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番と第2号議案の1番を合わせて、面積要件を満たすことになることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

第1号議案1番の使用貸人及び使用借人は、資料5ページ1番に記載のとおりです。

畑 2筆 4, 750平方メートルを使用貸借による権利設定するための申請です。

また、第2号議案1番の譲渡人及び譲受人は、資料6ページ1番に記載のとおりです。

畑 1筆 656平方メートルを所有権移転するための申請です。

使用借人及び譲受人は、先ほど報告第3号で報告を行った新規就農者です。農地の取得後の耕作面積は、5,406平方メートルで、農機具は、耕運機1台、消毒機1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番、及び、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人及び譲受人は、新規就農者で、植木・盆栽の販売、育成など15年の技術歴があります。新たに農地の借用及び取得により、農業を営む予定で、クルメツツジ、マキ、サカキの苗木栽培を行う計画です。通作距離は自宅より約4キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可

申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。2番の譲渡人及び譲受人は、資料6ページ2番に記載のとおりです。

田 3筆 1, 391平方メートルを親子間で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、19,804.25平方メートルで、農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、消毒機2台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。2番の譲受人は、農家で25年の農作業歴があります。

妻と父の3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、人参、白菜、水稻を作付している状況で、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。3番の譲渡人及び譲受人は、資料6 ページ3番に記載のとおりです。

田 2筆 716平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,961平方メートルで、農機具は、耕運機1台、草刈機2台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。3番の譲受人は、兼業農家で、14年の農作業暦があります。

ハゼノキ・南瓜を作付し、通作距離は自宅より800メートルということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の使用貸人及び使用借人は、資料7ページ1番に記載のとおりで、申請地99平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は農地、西側は使用貸人所有の宅地となっております。

既存の石垣があることから、現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の賃貸人及び賃借人は、資料7ページ2番に記載のとおりで、申請地1, 097平方メートルを借り受け、49.5キロワットの太陽光発電設備を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人及び譲受人は、資料7ページ3番に記載のとおりで、申請地1, 236平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10<sup>分</sup>未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、それ以外の周囲は農地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の使用貸人及び使用借人は、資料7ページ4番に記載のとおりで、申請地1, 130平方メートルを借り受け、49.5キロワットの太陽光発電設備を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は使用貸人所有の宅地となっております。

現状のまま利用し、砂利敷きによる整地を行い、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲渡人及び譲受人は、資料8ページ5番に記載のとおりで、申請地485平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅と車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は譲渡人所有の農地となっております。

切土造成し土留め工事を行い、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は、資料9ページ1番に記載のとおりで、申請地は隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することと問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は、資料9ページ2番に記載のとおりで、申請地は隣接する宅地と一体に資材置場として利用されております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、西側は農地、それ以外の周囲は宅地となっております。

現地を見ますと、資材置場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。  
しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、・番 ……の除斥が必要なため、議長を交代しております。

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから13ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 5件 13筆 7,734㎡

耕作権の再設定 15件 25筆 21,878㎡

合計 20件 38筆 29,612㎡ です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、3件 8筆 5,622㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、2筆 2, 551平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の15ページをご覧ください。

農地の受け手は、資料記載のとおりで、受け手の詳細について説明します。

1番の受け手は、貸借後の耕作面積は、12,533平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック4台、マルチ張り機1台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

次に2番の受け手は、貸借後の耕作面積は、79,277平方メートル、農機具はトラクター3台、管理機3台、動力噴霧器2台、堆肥散布機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

次に、第7号議案、平成30年度の活動点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、平成30年度の活動点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）について説明いたします。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

別添②の資料をご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。  
主要な部分を説明いたします。

1ページにつきましては、平成30年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農業の概要では、農地面積、農家数、農業者数等を、農業委員会の体制では、農業委員、推進委員の定数実数等を記載しております。

2ページをご覧ください、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2の平成30年度の目標及び実績で、達成率が86.03パーセントとなり、担い手等の減少により、目標には達成できなかった状況になっております。

3ページをご覧ください、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、2の平成30年度の目標及び実績で、参入実績が0であります。これは親元就農や法人雇用を含まないものを記載するようになっており、親元就農や法人雇用の新規就農者は15人を確保することができております。

4ページをご覧ください、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、2の平成30年度の目標及び実績で、解消目標が3.3ヘクタールに対して、実績が0.9ヘクタールで目標を達成できなかった状況にあります。今後も解消に向けての活動を行っていきたいと考えております。

5ページをご覧ください、違反転用への適切な対応につきましては、平成30年度の実績は0でした。今後も利用状況調査や広報により周知をしていきたいと考えております。

6ページをご覧ください、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、平成30年度で農地法第3条の処理件数が、36件、農地転用の処理件数が、66件であります。

7ページをご覧ください、農地所有適格法人数が22法人、内、2件報告書未提出の農地所有適格法人がありますので、催告を行っているところであります。

また、情報の提供等については、賃貸借の申請件数が、176件、農地の移動等については、400件となっております。

8ページをご覧ください、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、活動計画の点検・評価をホームページにより公表をいたしております。

以上が、平成30年度の活動点検・評価（案）でございます。

次に、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください、平成31年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農家・農地等の概要で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき平成35年度までに農地の8割を担い手に集積するようになっており、その達成に向けて、新規集積で65ヘクタールを設定しております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度同様の2経営体を設定しております。

11ページをお願いします。

遊休農地に関する措置につきましては、平成31年度の目標は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき4ヘクタールを設定しております。

また、農地パトロールにつきましては、本年度も8月～9月にかけて実施する予定であります。各地区の日程につきましては、来月開催の推進委員参加による合同総会終了後、各地区で協議していただく予定であります。

なお、委員さんには、各地区で遊休農地等気づいた場所がありましたら日程を協議していただく時に出し合っていただければと思います。

次に、違反転用への適切な対応につきましては、本年も、農地所有者への啓発等を行い、違反転用者が出ないように活動をしていきたいと考えております。

以上で平成30年度の活動点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案、平成30年度の活動点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案、平成30年度の活動点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）は承認することに決定します。

以上で、第25回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第25回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時44分